

奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十六号

奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年三月奈良県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は」に改める。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。